

6. 地方税電子化・マイナンバー

地方税の電子化(都道府県・市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況)

○都道府県

	課税団体数	平成26年4月5日現在 導入団体数	平成26年4月5日現在 で未導入の団体数	参考:平成25年4月現在 導入団体数
法人二税	47都道府県	47都道府県 (100%)	0	47都道府県 (100%)

○市区町村

	課税団体数	平成26年4月5日現在 導入団体数	平成26年4月5日現在 で未導入の団体数	参考:平成25年4月現在 導入団体数
個人住民税 (給与支払報告書の電子的提出の受付)	1,741市区町村	1,741市区町村 (100%)	0	1,441市区町村 (82.72%)
法人市町村民税	1,718市町村	1,713市町村 (99.71%)	5町村	1,410市町村 (82.02%)
固定資産税 (償却資産)	1,718市町村	1,694市町村 (98.60%)	24市町	1,381市町村 (80.34%)
事業所税	75市	74市 (98.67%)	1市	71市 (94.67%)

マイナンバー(政府税制調査会における議論の状況)

1. 政府税調マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ (座長：神野 直彦 東京大学名誉教授)

- ・平成25年11月以降4回開催し、平成26年4月に論点整理。
- ・マイナンバーの活用について、税を中心に、関連の深い社会保障等の分野も視野に入れながら、現行制度下での有効な活用方法にとどまらず、制度改革も見据えた将来像等についても幅広く議論。

2. 論点整理 (各委員から出された意見等をもとにとりまとめ)

(1) マイナンバーを活用した利便性の向上・行政運営の効率化

- ① 行政手続の簡素化 各種添付書類の省略、書類提出先の一元化など行政手続の簡素化を図り利便性の向上を図るべき。
- ② マイポータルの活用 納税者が確定申告等の際に必要な情報をマイポータルに格納して申告の際に利用する等、国民の利便性向上のため、マイポータルを積極的に活用すべき。
- ③ 地方における取組等 ワンストップサービスなど住民サービスの向上に結び付けるサービス改革が期待できるほか、社会保障・税・災害対策の三分野であれば、条例により利用事務を追加することができるため、更なるサービス改革に向けて各自治体の創意工夫が望まれる。
- ④ 利用範囲の拡大等 国民の利便性向上を最大限図るためには、その利用範囲の拡大についても検討されるべき。

(2) 社会保障や税の給付と負担の公平化

- ① 適正・公平な課税
税務の分野では、法定調書の名寄せや申告書情報との突合が、正確かつ効率的にできるようになり、所得把握が向上し、適正・公平な課税に資する。今後、法定調書の範囲の拡充を検討すべき。
- ② 負担能力に応じた公平できめ細かな社会保障
社会保障分野でも、所得や資産等の負担能力をより正確に把握することが可能となり、社会保障の給付や負担の公平化がより一層図られることが期待されている。
- ③ マイナンバーを活用した環境整備
(金融資産・所得)
預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき。
金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要があるとともに、休眠預金の扱い、準備期間等の幅広い論点について、実務的に検討を進めていくべき。
(固定資産)
固定資産へのマイナンバーの付番についても、実態を踏まえた実務的な検討が必要である。

7. 地方税における猶予制度の見直し

地方税における猶予制度の見直し

- 地方税における徴収猶予等の納税緩和措置のあり方について、国税における猶予制度の見直しを踏まえ、今後、地方税の徴収現場における実態や地方団体の意見を十分に伺いながら、平成27年度税制改正に向けて、引き続き検討する。

＜国税における猶予制度の見直し＞

- ・ 毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき「換価の猶予」をできることとする。
- ・ 現行の猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しを行う。

(注) 平成27年4月1日から適用

【現行制度の概要】

	要件	延滞金	その他
徴収猶予 [納税者の申請]	① 災害により相当の損失を受けたとき ② 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ③ 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ④ 確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき	(①・②の場合) 免除 (③・④の場合) 軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・ 猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・ 新たな督促、滞納処分の禁止 ・ 原則、担保が必要 (②～④の場合) ※猶予税額50万円以下の場合等は不要
換価の猶予 [地方団体の長の職権]	次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき	軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・ 猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・ 原則、担保が必要 ※猶予税額50万円以下の場合等は不要

8. 地方税の徴収対策

平成26年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について(抄)

平成26年1月24日
総務省自治税務局
企画課・都道府県税課・
市町村税課・固定資産税課

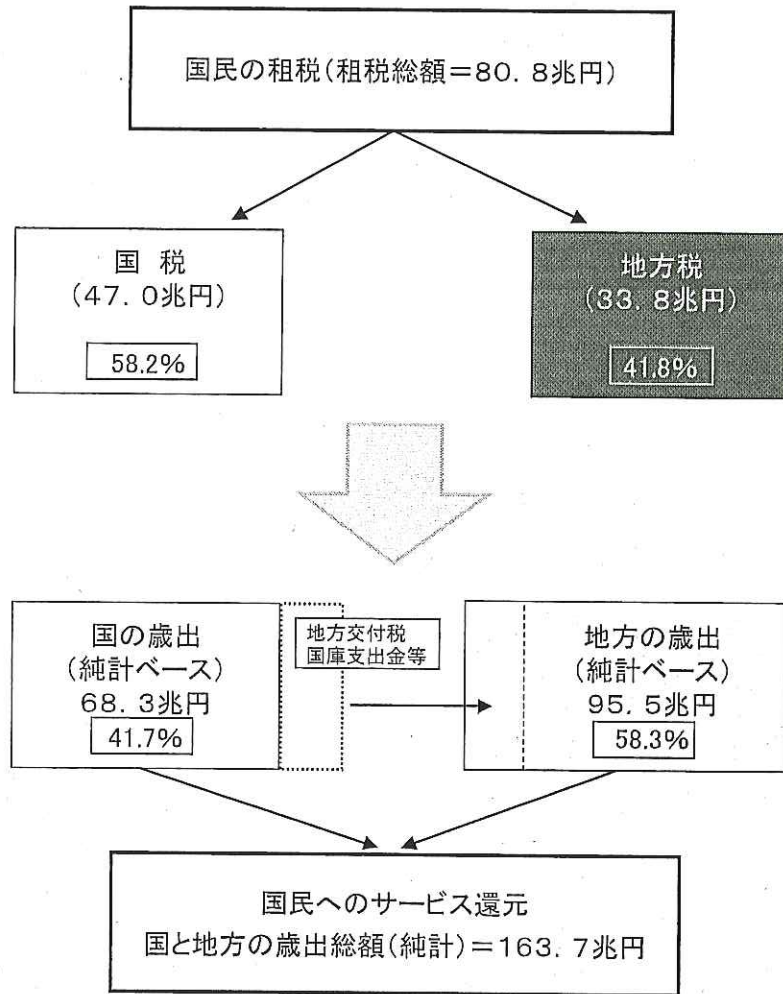
第三 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、課税客体、課税標準等を的確に把握するほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、**納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を図るとともに、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。**

【参考（計数関係）】

国・地方の税源分配について



(注) 現在精査中であり、異動する場合がある。

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

◎税源分配の推移

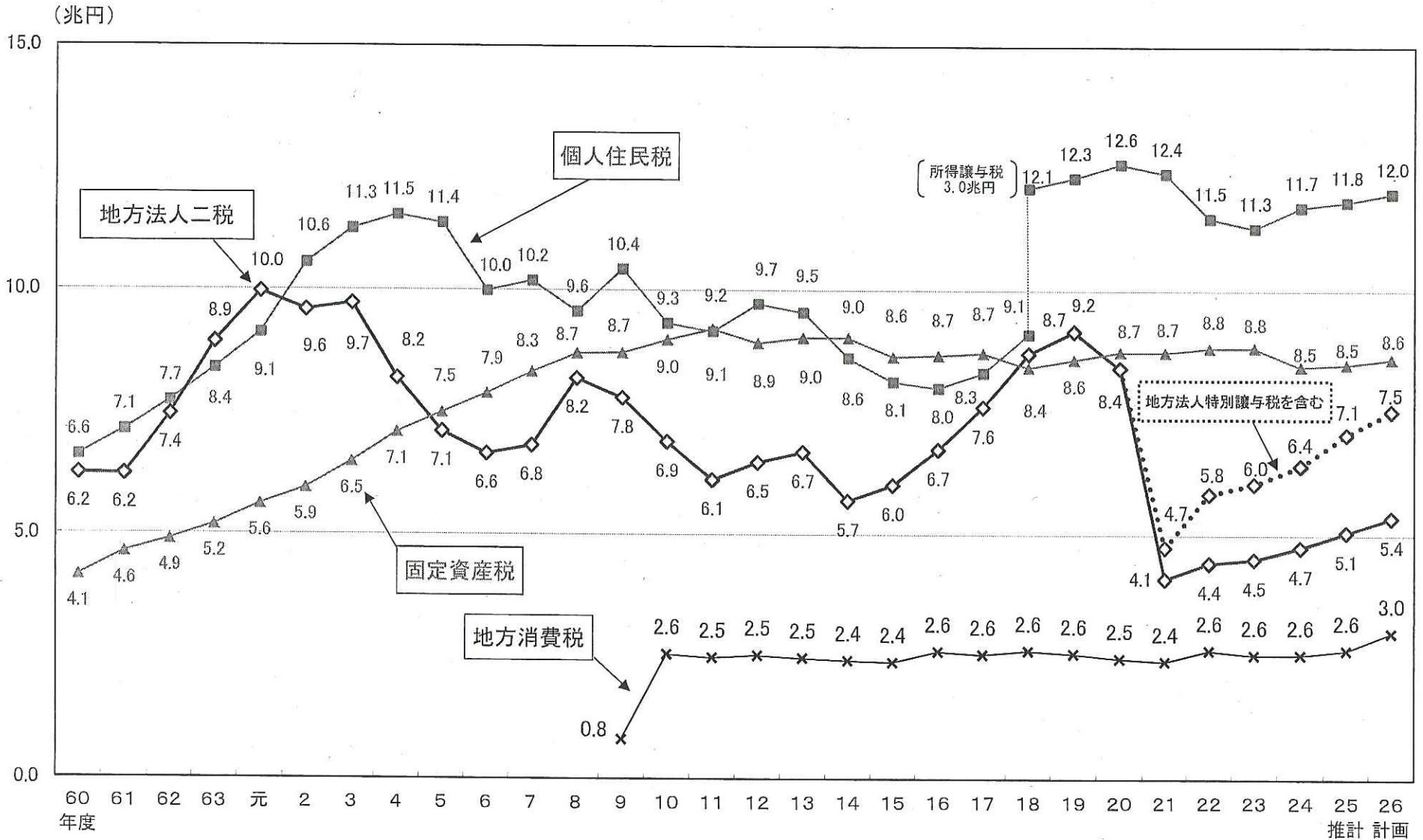
年度	租税総額	国 税	地方税	〈法人事業税への復元時ベース〉
H18	89.9兆円	54.1兆円 〔60.2%〕	35.8兆円 〔39.8%〕	
H19	92.2兆円	52.7兆円 〔57.1%〕	39.5兆円 〔42.9%〕	
H20	84.7兆円	45.8兆円 〔54.1%〕	38.9兆円 〔45.9%〕	
H21	74.2兆円	40.2兆円 〔54.2%〕	34.0兆円 〔45.8%〕	<46.7%>
H22	77.4兆円	43.7兆円 〔56.5%〕	33.7兆円 〔43.5%〕	<45.3%>
H23	78.7兆円	45.2兆円 〔57.4%〕	33.5兆円 〔42.6%〕	<44.6%>
H24	80.8兆円	47.0兆円 〔58.2%〕	33.8兆円 〔41.8%〕	<43.9%>
H25見込	83.9兆円	49.5兆円 〔59.0%〕	34.4兆円 〔41.0%〕	<43.4%>
H26計画	88.7兆円	53.6兆円 〔60.5%〕	35.1兆円 〔39.5%〕	<42.0%>

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注) 枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税は地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。

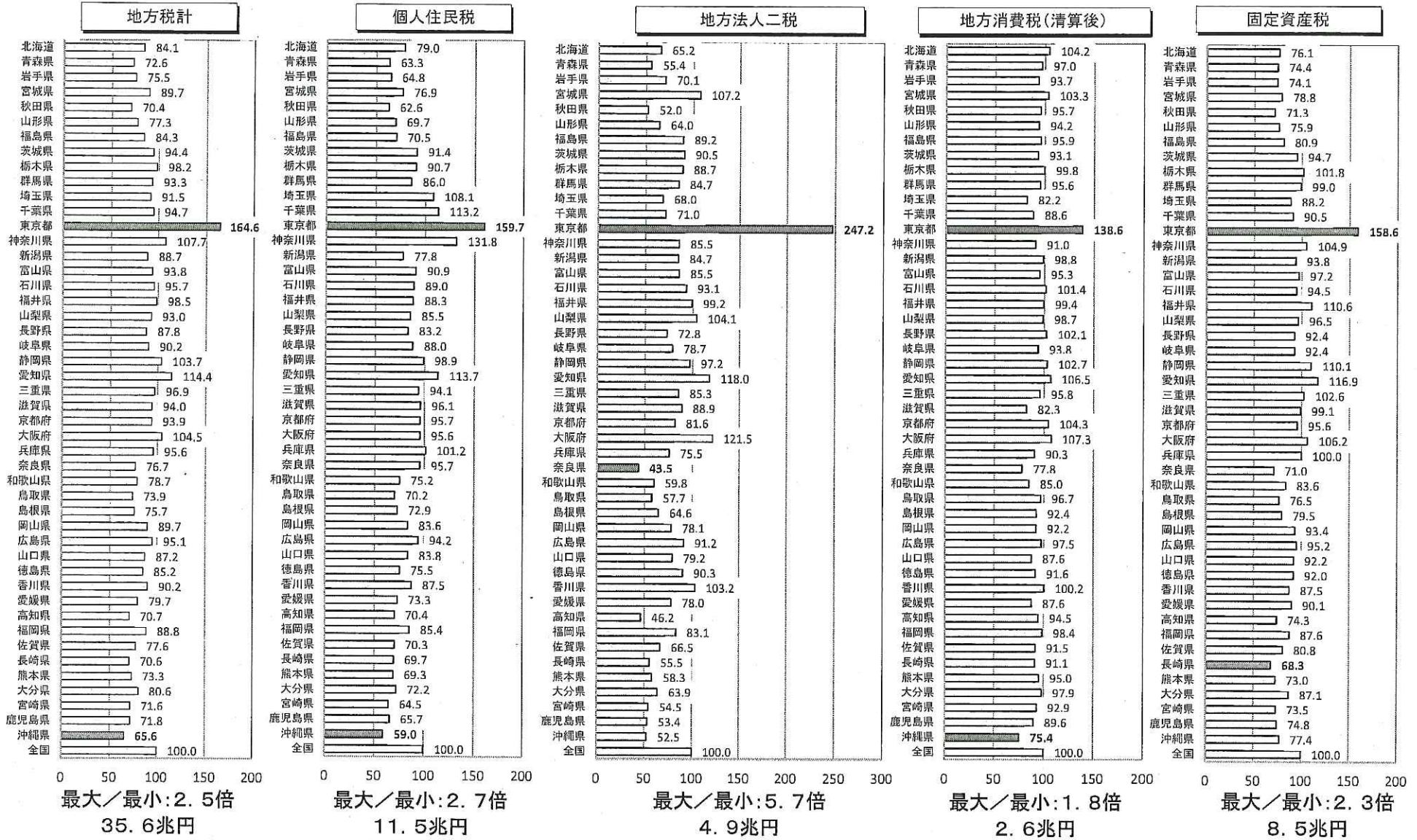
(注) 「H25見込」は国税においては補正予算額、地方においては推計額(H25.12時点)である。

主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額 (H25.12時点)、26年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.2兆円)

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)



最大/最小: 2.5倍
35.6兆円

最大/最小: 2.7倍
11.5兆円

最大/最小: 5.7倍
4.9兆円

最大/最小: 1.8倍
2.6兆円

最大/最小: 2.3倍
8.5兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

